

九州運輸局メールマガジン

平成22年5月13日 第81号（発行日：毎週木曜日）

～九州の明日を拓く運輸と観光～

九州運輸局HPアドレス <http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/>

いつも九州運輸局メールマガジンをご覧いただき誠にありがとうございます。

## 目次

- 1 九州運輸局ホームページアップ情報（4月28日～5月12日掲載分）
  - 各種情報
  - 各種手続き
  - 報道発表
  - 分野別情報
- 2 お知らせ
- 3 現場レポート
  - プレジャーボート等小型船舶に対する安全キャンペーンの実施について
- 4 九州運輸局セミナー【船舶検査官】
  - 船舶検査官の業務について
- 5 リレーコラム【若松海事事務所長 佐藤 政徳】

- 1 九州運輸局ホームページアップ情報（4月28日～5月12日掲載分）

### 各種情報

#### 《入札・契約情報》

- ・企画競争結果の公表（4/28付け）

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/kikaku\\_kekka/100428.pdf](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/kikaku_kekka/100428.pdf)

- ・企画競争実施の公示（4/30付け 3件）

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/list2.html#KIKAKU\\_KOUJI](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/list2.html#KIKAKU_KOUJI)

#### 《行政処分状況》

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者の行政処分状況（平成22年4月分）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/noriai/noriai22.htm>

- ・一般貸切旅客自動車運送事業者の行政処分状況（平成22年4月分）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/kasikiri/kasikiri22.htm>

- ・一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分状況（平成22年4月分）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/jyouyou/jyouyou22.htm>

- ・一般貨物自動車運送事業者の行政処分状況（過積載を除く）（平成22年4月分）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/KAMOTU/kamotu22.htm>

- ・一般貨物自動車運送事業者の行政処分状況（過積載に限る）（平成22年4月分）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/KAMOTU/kasekisai22.htm>

#### 各種手続き

《海技試験制度・合格発表》

- ・海技免許等の国家試験（平成22年度4月定期試験分の更新）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/kaigisiken/body.htm>

#### 報道発表

- ・休暇取得の分散化に関する説明会を開催します！（4月28日発表）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/220428-1.pdf>

- ・平成22年度観光圏整備実施計画を認定します（4月28日発表）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/220428-2.pdf>

- ・平成22年春の叙勲（4月30日発表）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/100430.pdf>

- ・中国山東省の教育関係者を九州に招請します！（5月6日発表）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/press100506.pdf>

- ・一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分（5月7日発表）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/press100507.pdf>

・前原国土交通大臣によるハウステンボス及び軍艦島の視察について（5月7日発表）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/press100507-2.pdf>

分野別情報

《バス・タクシー・トラック》

・タクシー特定地域協議会

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya\\_k/file18.html](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya_k/file18.html)

・バスの申請公示状況

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/bus\\_kouji.htm](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/bus_kouji.htm)

・バスの申請・処分状況

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji\\_bu\\_ka/bus/s\\_2204.pdf](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji_bu_ka/bus/s_2204.pdf)

・タクシーの申請公示状況

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji\\_bu\\_ka/taxi/K\\_220511.pdf](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji_bu_ka/taxi/K_220511.pdf)

・タクシーの申請・処分状況

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji\\_bu\\_ka/taxi/s\\_2204.pdf](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji_bu_ka/taxi/s_2204.pdf)

・トラックの申請・処分状況

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji\\_bu\\_ka/truck/s\\_2204.pdf](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/ji_bu_ka/truck/s_2204.pdf)

## 2 お知らせ

・平成22年度 船員労働災害防止優良事業者一般型募集（5月10日）

<http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/files/20100510.pdf>

・平成22年度における事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の申請受付を終了しました。（5月10日）

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000039.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000039.html)

訪日観光をPRするためのキャッチフレーズ・ロゴが新しくなりました。

訪日観光を海外市場でPRする際などに使用するキャッチフレーズ・ロゴとして、2003年のビジット・ジャパン・キャンペーン開始以来使用してきた“Yokoso!

Japan”を「モデルチェンジ」し、“Japan. Endless Discovery.”へと新しく生まれ変わりました。

この“Japan. Endless Discovery.”という新キャッチフレーズは「尽きることのない感動に出会える国、日本」を意味し、日本を何度も訪れてもらい、その度に自然や歴史、文化、食、地域の暮らしなどの観光資源を深く知ってほしいとの願いを込めたものです。

また、同時にロゴマークも刷新。桜の花をあしらったシンプルなデザインとなり、今後キャッチフレーズと共に、訪日観光プロモーションのあらゆる場面で九州運輸局としても使用する予定です。

なお、新ロゴマークにつきましては、下記観光庁ホームページアドレスをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_000016.html)

### 3 現場レポート

プレジャーボート等小型船舶に対する安全キャンペーンの実施について

九州運輸局管内においては、マリンレジャー活動が活発となるゴールデンウィークから夏期休暇期間中にかけて、プレジャーボート等小型船舶に対する安全キャンペーンを実施しています。（平成21年度は九州運輸局管内で約11,000隻の小型船舶に対して安全キャンペーンを実施し、約750隻の小型船舶に対し注意喚起しました。）

このキャンペーン活動の開始に際し、平成22年4月28日（水）に海の中道マリーナ&テニスで、プレジャーボート等小型船舶に対する安全キャンペーンを実施しました。現在、小型船舶の事故隻数は増加傾向にあり、その約70%は人為的要因で発生している状況であります。このような人為的要因での事故を減らし安全な航行に勤めて頂くために、マリーナの管理者等に対し船舶検査の重要性及び小型船舶操縦者の遵守事項等についてリーフレットを配布するなどにより小型船舶の安全確保についての啓蒙活動を実施し、利用者に対し安全なマリンレジャーを提供して頂くよう協力を依頼しました。

また、当該マリーナではゴールデンウィーク期間中に釣り大会が予定されているほか、新艇試乗会・展示会等のイベントが頻繁に開催され、さらにレンタルボートの貸し出しなど、広く一般の利用者が利用できる施設となっており、週末にもなれば家族連れ等で多く利用されている状況であります。このような一般の利用者に対してもリーフレットの配布等により情報提供をして頂き、小型船舶の安全航行、安全確保について推進して頂くよう協力を依頼しました。マリーナの管

理者も安全キャンペーンの趣旨について十分理解していただき、快く協力を引き受けて頂きました。

なお、今回、安全キャンペーンを実施した海の中道マリーナ&テニスでは、小型船舶の機関整備場の完備などにより、適切に小型船舶を管理できる施設が整えられており、また、利用者に対しても定期的に安全講習会を開催されるなど、小型船舶の安全確保に対する意識の高さがうかがわれました。

最後に、平成 15 年 6 月に小型船舶の免許区分が改正され、平成 16 年 11 月には小型船舶操縦士免許について 5 トン限定区分が廃止されたことなど、免許資格制度のさらなる簡素・合理化に伴い、全国的に小型船舶操縦免許証受有者は毎年約 7 万人が新しく操縦免許を取得している状況であります。

このようなマリインレジャーの普及が一層拡大していると考えられる状況の下、今後とも、プレジャーボート等小型船舶に対する安全確保対策についてご理解、ご協力等をお願い致します。

(海上安全環境部 船舶安全環境課・船舶検査官・海技資格課)

#### 4 九州運輸局セミナー

船舶安全法に基づく船舶の検査を行っています。

船舶所有者には定期的に検査を受けなければならない義務があり、船舶検査官は、5 年又は 6 年ごとに定期検査を行い、検査に合格すれば船舶検査証書が交付されます。

さらに、船舶検査証書の有効期間内の一定の時期に中間検査を行います。

なお、国際航海に従事する船舶については各種の国際条約に基づき、検査に合格した旨を明らかにする条約証書が交付されます。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶の検査を行っています。

船舶に設置される海洋汚染防止設備及び大気汚染防止設備は検査が義務付けられ、検査に合格すれば海洋汚染等防止証書が交付されます。

海洋汚染防止設備には、油に関する排出防止設備、有害液体物質に関する排出防止設備及びふん尿等に関する排出防止設備があり、検査対象船舶については、油に関する排出防止設備について、総トン数 1 5 0 トン以上のタンカー及び総トン数 4 0 0 トン以上のタンカー以外の船舶、有害液体物質に関する排出防止設備について、全ての有害液体物質ばら積船、ふん尿等に関する排出防止設備について、総トン数 4 0 0 トン以上又は最大とう乗人員 16 人以上の船舶が対象となっ

ています。

また、大気汚染防止設備については、総トン数400トン以上の船舶が検査の対象となっています。

なお、国際航海に従事する船舶については、条約に基づき国際海洋汚染等防止証書が交付されます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく審査及び立入検査を行っています。

海上運送法による一般旅客定期航路事業に新たに使用される船舶に対しては、出入口・客席・通路・階段・便所・食堂等に関する移動等円滑化のために必要な基準に適合することが義務づけられており、使用開始前に書類審査を行い、さらに船舶への立入検査を実施しています。

また、基準への適合に関して、建造後の改造等の対応を行うことが困難な場合も想定されるため、事業者からの要請に応じて事前確認を行っています。

船舶安全管理認定書等交付規則に基づく船舶安全管理規程の審査及び船上審査業務を行っています。

船舶安全法では、ISO9000の海上版と称される国際安全管理規則（ISMコード）が国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の旅客船以外の船舶に対して強制適用されています。

また、ISMコードが適用されない内航船舶においても、各石油会社から自社専用石油バスに出入港する内航タンカーに対し船舶安全管理認定書取得への要請が高まっており、これらの船舶についても任意に取得できる規則が平成12年7月28日から施行されています。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律並びに船舶保安認定書等交付規則に基づく船舶保安規程の審査及び保安検査を行っています。

国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の旅客船以外の船舶に適用し平成16年7月1日から施行されました。

また、非適用船舶に対しても、船舶と港湾施設の国際保安規則（ISPSコード）と同等の保安措置の実施を求める国があることから、ISPSコードに適合している旨を認証できる規則が平成17年4月8日から施行されています。

原子力発電所（原発）からの使用済核燃料の海上輸送にあたって積付検査を行っています。

九州運輸局管内には九州電力（株）の玄海原発（佐賀県）及び川内原発（鹿児島

県)が稼働しています。原発への核燃料の搬入又は原発からの使用済核燃料の搬出に際して、海上輸送する場合には、危険物船舶運送及び貯蔵規則により国土交通大臣の「運送の安全の確認」を受けなければならないことになっており、六ヶ所村(青森県)等へ使用済核燃料の輸送の際には積付検査を実施しています。

(海上安全環境部船舶検査官)

## 5 リレーコラム

皆さんは、「若松」という地名をご存じでしょうか？

昭和38年五市(若松市・戸畑市・八幡市・門司市・小倉市)が合併して北九州市が誕生し、若松市から北九州市若松区となりました。

そもそも「若松」と言う地名の由来は、恵比須神社に現存する秦八十部撰文の「恵比須神社縁起」に記述があり、仲哀天皇と神功皇后が熊襲征伐の軍を筑紫に進めた時、「又御社の海浜に小松を植て、御霊地と定む。宿称みそなはして、松の一面に緑をなして、青々たる海原の溟たる、我心若し、と祝し給う。是に依て後人此所を称して若松となづく。」というわけで、若松の地名を小松から由来したとなしています。

今は若戸大橋で戸畑と繋がっていますが、以前、洞海湾は川状をなしており、離陸で、戸畑・八幡との交通はすべて船でおこなわれていました。

現在も渡船事業は存続し、北九州市が運営していますが、明治維新前は個人名義で経営されて、「大渡川渡船」と呼ばれており、その後、若松市と戸畑町との共同経営となってから「若戸共同渡船」と改められました。また、昭和九年からは自動車その他の貨物運輸も開始され(昭和37年若戸大橋開通により廃止。フェリー発祥の地?)、港としても、石炭積出港として日本一を誇っていました。

今年は、石炭景気に沸いた若松を舞台にした小説「花と龍」でご存じの方もおられると思いますが、若松出身の芥川賞作家「火野葦平」没後50周年でいろいろな催し物が開催されます。(蛇足ですが私の母校の校歌の作詞者でもあります。)

若松には、南海岸散策・高塔山からの洞海湾眺望・響灘地区(エコタウン)見学など盛りだくさん楽しめる場所がありますので、是非一度訪れてみてはいかがでしょうか？

(若松海事事務所長 佐藤 政徳)

【編集部より】

皆様のお知りになりたい情報・ご意見・ご要望等をお聞かせください。

編集部ではできる限りご要望にお応えしたいと思います。

下記のメール又はファックスからお気軽にご連絡ください。

九州運輸局メールマガジン編集長（九州運輸局総務部広報対策官）

藤原 寿男（ふじわら としお）

mail : mm-kyushu@qst.mlit.go.jp

Tel : 092-472-2312 Fax : 092-471-7192

九州運輸局メールマガジンのバックナンバー閲覧はこちらから

[http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/mail\\_magazine/top.html](http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/mail_magazine/top.html)